

議案第2号

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
について

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第
19号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月10日提出

成田市長 小 泉 一 成

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中景観アドバイザーの項の次に次のように加える。

鳥獣被害対策実施隊員	日額	8,000円 (4時間に満たない場 合にあっては, 4,000円)
------------	----	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 3 号

成田市手数料条例の一部を改正するについて

成田市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市手数料条例の一部を改正する条例

成田市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（多機能端末機により証明書等の交付を受ける場合の手数料の特例）

- 9 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機をいう。）により証明書等の交付を受ける場合における別表第1から別表第4までの規定の適用については、別表第1納税及び公課に関する証明書の交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」と、別表第2戸籍の謄・抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項の証明書の交付手数料の項金額の欄中「450円」とあるのは「350円」と、別表第3住民票又は除票の写しの交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」と、同表戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」と、別表第4印鑑登録に関する証明書の交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」とする。

別表第5手数料の種類欄中「登録手数料」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により犬の登録の申請があったものとみなされる場合の当該犬の登録を除く。）」を加える。

別表第7中卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置の特例許可申請手数料の項の次に次のように加える。

住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等の容積率の特例認定申請手数料	1 件 に つ き 27,000円
----------------------------------	----------------------

別表第7中高架の工作物内に設ける建築物の高さの特例認定申請手数料の項の次に次のように加える。

高度地区内における建築物	1 件 に つ き 160,000円
--------------	-----------------------

の高さの特例 許可申請手数料	
-------------------	--

別表第7一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料の項区分の欄及び同表広い空地を有する一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料の項区分の欄中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改める。

別表第11を次のように改める。

別表第11

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係手数料

手数料の種類	区分		金額	
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	申請に係る低炭素建築物新築等計画について、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。）及び一戸建ての住宅以外の建築物（以	一戸建ての住宅	1件につき 5,000円	
		共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 20,000円
			床面積の合計が2,000平方メー	1件につき 44,000円

<p>下この項において「非住宅建築物」という。)並びに共同住宅等に住宅以外の部分を含んだ建築物(以下この項において「複合建築物」という。)の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性</p>		トル以上 5,000 平方メー トル未満 のもの	
		床面積の 合計が 5,000 平方メー トル以上 のもの	1件につき 78,000円
	非住宅建築物	床面積の 合計が 300平 方メー トル未満の もの	1件につき 10,000円
		床面積の 合計が 300平 方メー トル以上 1,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 16,000円
		床面積の 合計が 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 26,000円
		床面積の	1件につき

能判定機 関によ り、それ 以外につ いては住 宅の品質 確保の促 進等に関 する法律 第5条第 1項に規 定する登 録住宅性 能評価機 関によ り、都市 の低炭素 化の促進 に関する 法律第 54条第 1項各号 に掲げる 基準に適 合してい ると認め られたも のである 場合又は これに類 するもの として市 長が定め るものが 提出され た場合		合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満 のもの	78,000円
		床面積の 合計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 124,000 円
		床面積の 合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 156,000 円
		床面積の 合計が 25,000 平方メー トル以上 のもの	1件につき 195,000 円
	その他の	一戸建 建築物エ	床面積の

場合	ての住宅	エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令国土交通省第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する評価方法の場合	合計が200平方メートル未満のもの	17,000円
		その他の場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき19,000円
			床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき34,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき37,000円
	共同住宅等	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき32,000円
			床面積の合計が	1件につき56,000円

する評価方法の場合	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1件につき 101,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1件につき 152,000円
その他の場合	床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1件につき 67,000円
	床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1件につき 112,000円

		のもの	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき191,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき273,000円
非住宅建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する評価方法の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき85,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき108,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	1件につき142,000円

2,000 平方メー トル未満 のもの	
床面積の 合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 230,000 円
床面積の 合計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 300,000 円
床面積の 合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 361,000 円
床面積の 合計が 25,000 平方メー トル以上	1件につき 423,000 円

	のもの	
その他の場合	床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1件につき 221,000円
	床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	1件につき 277,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1件につき 358,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1件につき 511,000円
	床面積の合計が	1件につき 629,000円

			5,000 平方メー トル以上	円
			10,000 平方メー トル未満 のもの	
			床面積の 合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 743,000 円
			床面積の 合計が 25,000 平方メー トル以上 のもの	1件につき 848,000 円
	備考			
	<p>1 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。</p> <p>2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表第7の定めるところにより算定した建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加算した額とする。</p>			
低炭素建 築物新築				1件につき 低 炭素建築物新築

等計画変更認定申請手数料	等計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
<p>備考</p> <p>1 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項の備考の2の規定は、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出があった場合について準用する。</p>	

別表第12中	<p>「非住宅建築物（複合建築物においては非住宅部分に限る。）の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却</p>	を	<p>「建築物（非住宅部分に限る。）の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供</p>	に改め、建
--------	---	---	--	-------

場その他の処理
施設の用途に供
する建築物の場
合

する建築物の場
合

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項を次のように改める。

建築物 エネルギー消費性能 向上計画認定 申請手 数料	申請に係る建築物 エネルギー消費性 能向上計画につい て、共同住宅、長 屋その他一戸建て の住宅以外の住宅 (以下この表にお いて「共同住宅 等」という。)及 び一戸建ての住宅 以外の建築物(以 下この表において 「非住宅建築物」 という。)並びに 共同住宅等に住宅 以外の部分を含ん だ建築物(以下こ の表において「複 合建築物」とい う。)の住宅以外 の部分については 建築物のエネルギ ー消費性能の向上 に関する法律第 15条第1項に規 定する登録建築物 エネルギー消費性 能判定機関(以下 この表において 「登録建築物エネ	一戸建ての住宅		1件につき 5,000円
		共同住宅等	床面積の 合計が 300平 方メー トル未 満の もの	1件につき 10,000円
			床面積の 合計が 300平 方メー トル以 上 2,000 平方メ ートル未 満の もの	1件につき 20,000円
			床面積の 合計が 2,000 平方メ ートル以 上 5,000 平方メ ートル未 満の もの	1件につき 44,000円
			床面積の 合計が 5,000 平方メ ー	1件につき 78,000円

<p>ルギー消費性能判定機関」という。)により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又はこれに類するものとして市長が定めるものが提出された場合</p>		トル以上のもの	
	非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき10,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき16,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき26,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき78,000円
		床面積の	1件につき

			合計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メー トル未満 のもの	124,000 円
			床面積の 合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 156,000 円
			床面積の 合計が 25,000 平方メー トル以上 のもの	1件につき 195,000 円
その他の場合	一戸建 での住 宅	建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第10 条第2号	床面積の 合計が 200平 方メート ル未満の もの	1件につき 17,000円
		イ(2)及 びロ(2) に規定す る評価方 法の場合	床面積の 合計が 200平 方メート ル以上の もの	1件につき 19,000円
		その他の	床面積の	1件につき

	場合	合計が 200平方メートル未満のもの	34,000円
		床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	1件につき 37,000円
共同住宅等	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する評価方法の場合	床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1件につき 32,000円
		床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1件につき 56,000円
		床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1件につき 101,000円
		床面積の	1件につき

		合計が 5,000 平方メー トル以上 のもの	152,000 円
	その他の 場合	床面積の 合計が 300平 方メー トル未満の もの	1件につき 67,000円
		床面積の 合計が 300平 方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 112,000 円
		床面積の 合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 191,000 円
		床面積の 合計が 5,000 平方メー トル以上 のもの	1件につき 273,000 円
非住宅	建築物エ	床面積の	1件につき

建築物	エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する評価方法の場合	合計が 300平方メートル未満のもの	85,000円
		床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	1件につき 108,000円
		床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1件につき 142,000円
		床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1件につき 230,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートル	1件につき 300,000円

	トル以上 10,000 平方メー トル未満 のもの	
	床面積の 合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 361,000 円
	床面積の 合計が 25,000 平方メー トル以上 のもの	1件につき 423,000 円
その他の 場合	床面積の 合計が 300平 方メー トル未満 のもの	1件につき 221,000 円
	床面積の 合計が 300平 方メー トル以 上 1,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 277,000 円
	床面積の	1件につき

合計が 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満 のもの	358,000 円
床面積の 合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 511,000 円
床面積の 合計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 629,000 円
床面積の 合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 743,000 円
床面積の	1件につき

			合計が 25,000 平方メー トル以上 のもの	848,000 円
備考				
<p>1 共同住宅等に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額とする。</p> <p>2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。</p> <p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。</p> <p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表第7の定めるところにより算定した建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加算した額とする。</p>				

「

備考
<p>1 住棟全体に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を</p>

別表第12中

建築物の延べ面積とみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 複合建築物の場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、住宅部分及び非住宅部分のそれぞれの部分について、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。

4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の備考の4の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出があった場合について準用する。

備考

1 共同住宅等に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住

を

宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。

に、

- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の備考の4の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出があった場合について準用する。

申請に係る建築物について、非住宅部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合又は次に掲げる書類が提出された場	一戸建ての住宅		1件につき 5,000円
	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 20,000円

合 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）の交付を受けたことを証する書類 イ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき44,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき78,000円
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき10,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき16,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000	1件につき26,000円

を

<p>通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の交付を受けたことを証する書類</p> <p>ウ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び1次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、同告示に基づく1次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合している場合)に限る。)の写し</p>	平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき78,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき124,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき156,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上	1件につき195,000円

<p>申請に係る建築物について、非住宅建築物及び複合建築物の住宅以外の部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合又は次に掲げる書類が提出された場合</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項に規定する通知書の写し及び建築</p>	一戸建ての住宅		1件につき 5,000円
	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 20,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 44,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 78,000円
	非住宅建築物	床面積の合計が	1件につき 10,000円

<p>基準法第7条第5項, 第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の交付を受けたことを証する書類</p> <p>イ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の交付を受けたことを証する書類</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか, これに類するものとして市長が定めるもの</p>	300平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 16,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 26,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 78,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件につき 124,000円

に,

		10,000 平方メー トル未満 のもの	
		床面積の 合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 156,000 円
		床面積の 合計が 25,000 平方メー トル以上 のもの	1件につき 195,000 円

「

建築物
エネルギー消
費性能
基準等
を定め
る省令
第1条
第1項
第2号
イ(2)(i)
及びロ
(2)又は
イ(3)及
びロ(3)

を

「

建築物
エネルギー消
費性能
基準等
を定め
る省令
第1条
第1項
第2号
イ(2)及
びロ(2)
又はイ
(3)及び
ロ(3)に

に,

に規定する場合

規定する評価方法の場合

住宅部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に規定する場合
	その他の場合
非住宅部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項

共同住宅等	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に規定する評価方法の場合
	その他の場合
非住宅建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項

を

に,

第 1 号 口に規 定する 場合
その他 の場合

第 1 号 口に規 定する 評価方 法の場合
その他 の場合

備考

- 1 住宅部分に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額とする。
- 2 複合建築物の場合の建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額は、住宅部分及び非住宅部分のそれぞれの部分について、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。

を

備考

- 1 共同住宅等に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額とする。
- 2 複合建築物の場合の建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一で

に改める。

ある場合にあつては一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第5，別表第1 1及び別表第1 2の改正規定並びに次項の規定 公布の日
 - (2) 附則に1項を加える改正規定（別表第1に係る部分を除く。）及び別表第7の改正規定 令和5年4月1日
 - (3) 附則に1項を加える改正規定（別表第1に係る部分に限る。） 公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日
- 2 改正後の別表第5の規定は、令和5年1月4日から適用する。

議案第 4 号

成田市手数料条例及び成田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正するについて

成田市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）及び成田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例（平成 18 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市手数料条例及び成田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(成田市手数料条例の一部改正)

第1条 成田市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第16中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

(成田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 成田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例（平成18年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

議案第 5 号

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例及び成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正するについて

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 26 年条例第 28 号）及び成田市家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 29 号）の一部を次のよう
に改正する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例及び成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

(成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第1条 成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例(平成26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

(成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第2条 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
成田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正するについて

成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年条例第29号）及び成田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関
する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正す
る。

令和5年2月10日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
成田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例

(成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次条第1項」の次に「, 第8条の3第2項」を加える。

第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は, 利用乳幼児の安全の確保を図るため,
家庭的保育事業所等ごとに, 当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検,
職員, 利用乳幼児等に対する事業所外での活動, 取組等を含めた家庭的保
育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導, 職員の
研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項につ
いての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し, 当該安
全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は, 職員に対し, 安全計画について周知するととも
に, 前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は, 利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連
携が図られるよう, 保護者に対し, 安全計画に基づく取組の内容等につ
いて周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は, 定期的安全計画の見直しを行い, 必要に応じ
て安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は, 利用乳幼児の事業所外での活動, 取組
等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行する
ときは, 利用乳幼児の乗車及び降車の際に, 点呼その他の利用乳幼児の所在を
確実に把握することができる方法により, 利用乳幼児の所在を確認しな
ければならない。

2 家庭的保育事業者等は, 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者
席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き
の座席以外の座席を有しないものその他利用の様態を勘案してこれと同程度
に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を
日常的に運行するときは, 当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児
の見落としを防止する装置を備え, これを用いて前項の規定による所在の

確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

（成田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 成田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継

統計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 第1条の規定による改正後の成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等（成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項に規定する家庭的保育事業者等をいう。以下同じ。）において利用乳幼児（同条例第3条に規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。）の送迎を目的とした自動車（改正後の条例第8条の3第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等を備えることに代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の成田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第7号

成田市国民健康保険条例の一部を改正するについて

成田市国民健康保険条例（昭和34年条例第28号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月10日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

成田市国民健康保険条例（昭和34年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る成田市国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第 8 号

成田市国民健康保険税条例の一部を改正するについて

成田市国民健康保険税条例（昭和 3 4 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

成田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第5項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の成田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第9号

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第27号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月10日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中東和泉青年館の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第10号

成田市営住宅条例の一部を改正するについて

成田市営住宅条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月10日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市営住宅条例の一部を改正する条例

成田市営住宅条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第6条第2項第8号ア中「又は」を「，」に改め，「規定による保護」の次に「又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による保護」を加え，同号に次のように加える。

ウ 婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者及びこれに準ずる者として市長が認める者

第6条第2項に次の1号を加える。

(9) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（前号に掲げる者を除く。）で，次のいずれかに該当する者

ア 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等（以下この号において「犯罪等」という。）により収入が減少し，生計を維持することが困難となったと認められる者

イ 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより，当該住宅に引き続き居住することが困難となったと認められる者

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第11号

成田浄化センター建設工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

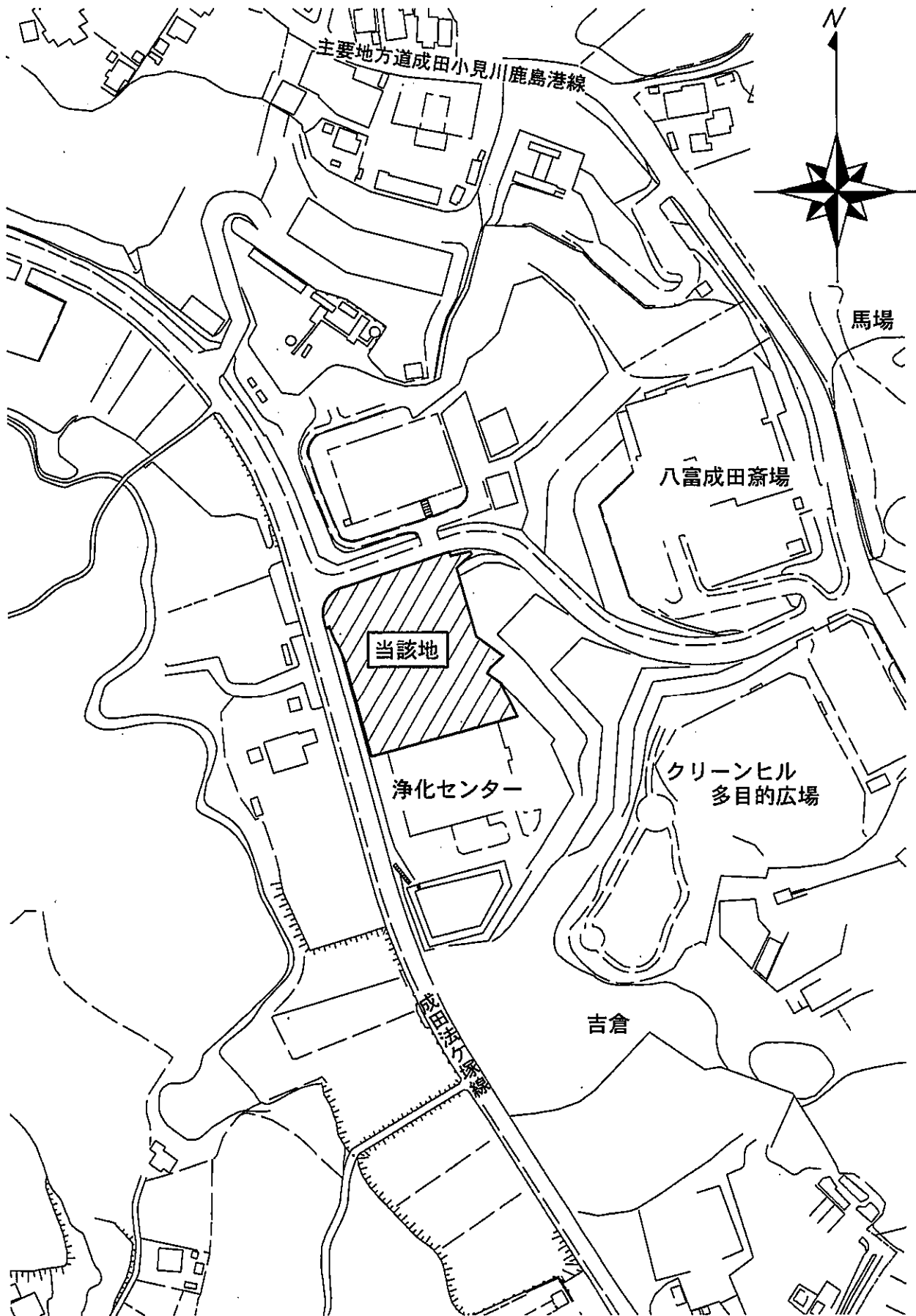
令和5年2月10日提出

成田市長 小 泉 一 成

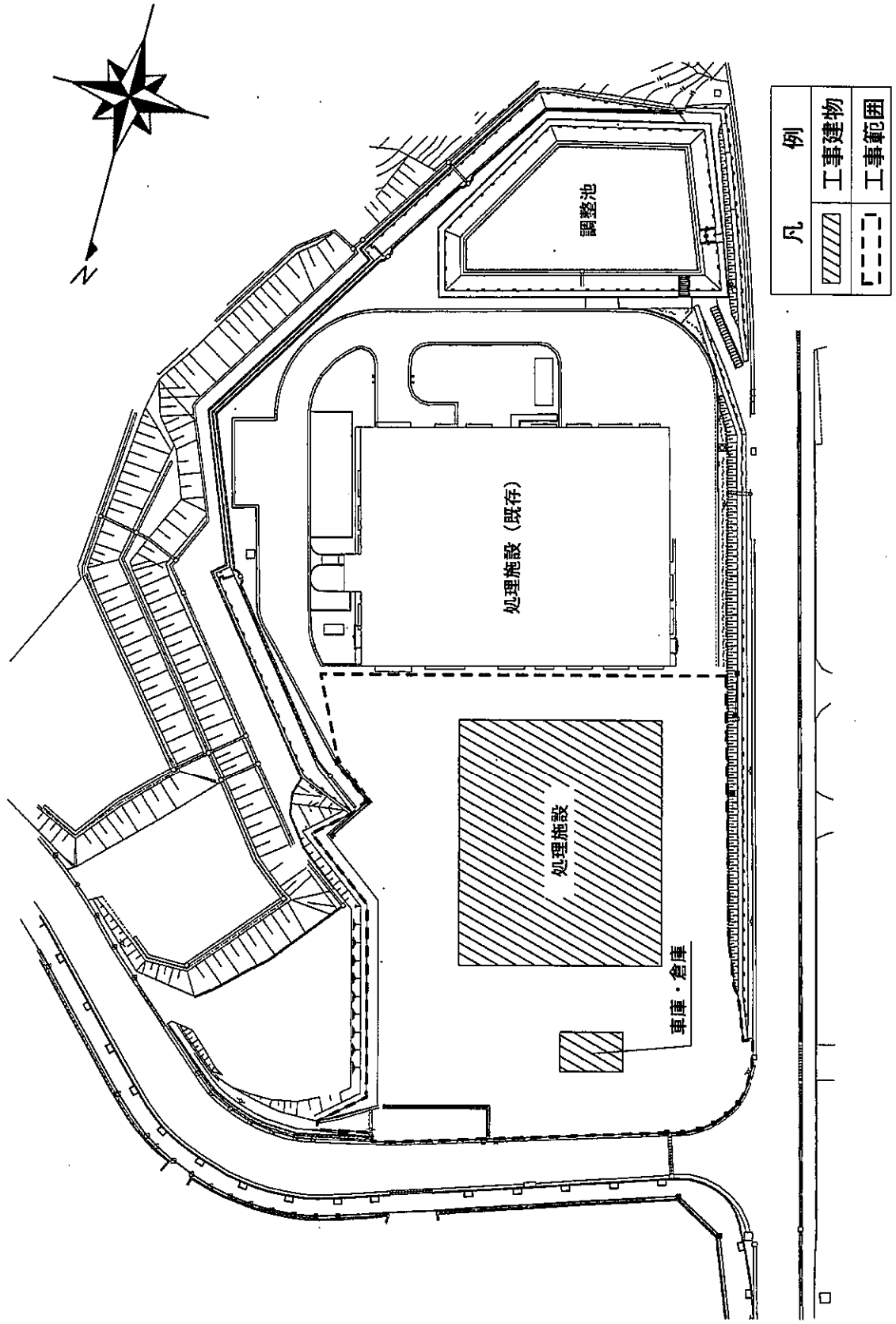
記

- 1 契約の目的 成田浄化センター建設工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式（高度技術提案型））
- 3 契 約 金 3, 8 8 3, 0 0 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 東京都品川区南大井六丁目26番3号
日立造船株式会社 東京本社
環境営業統括部長 石 川 英 司

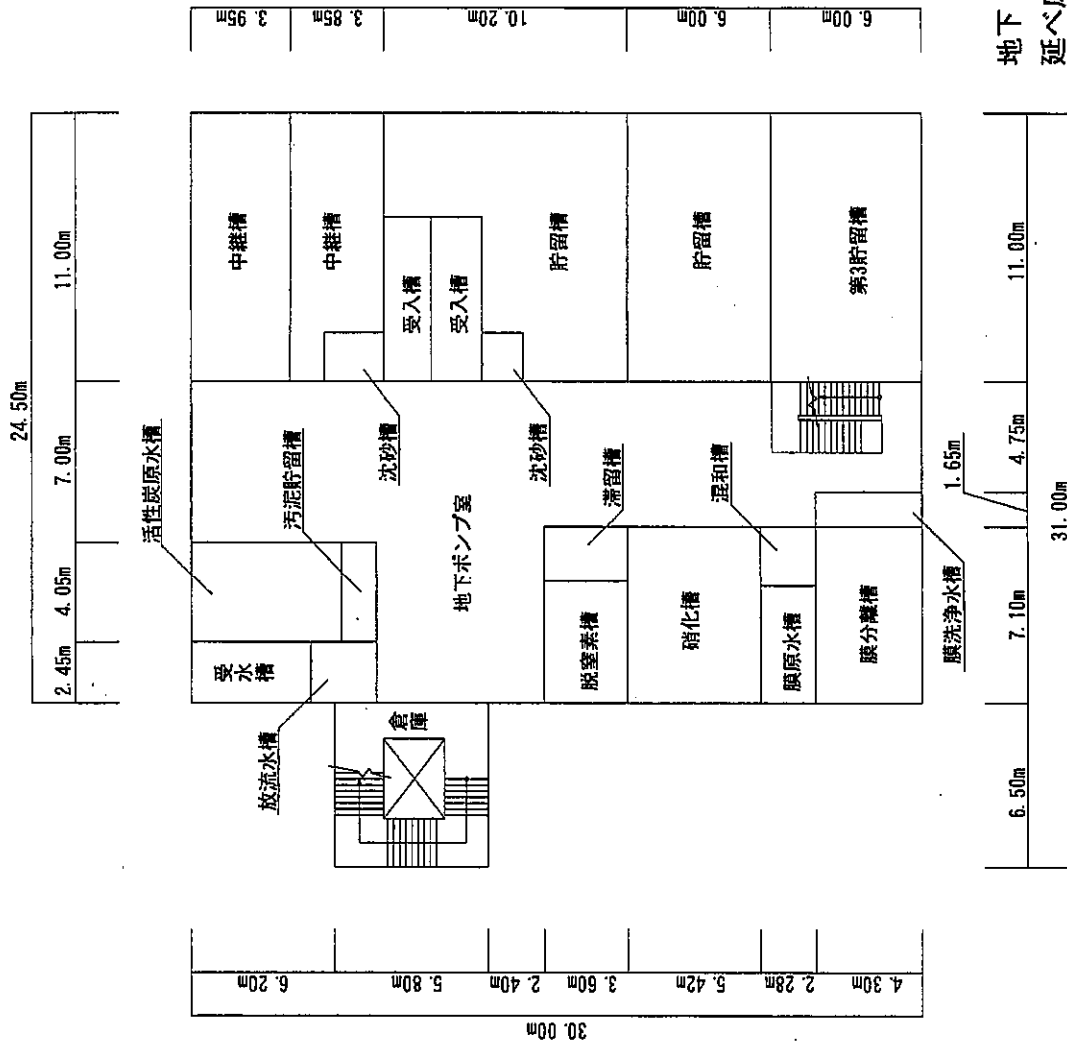
位置図



配置図



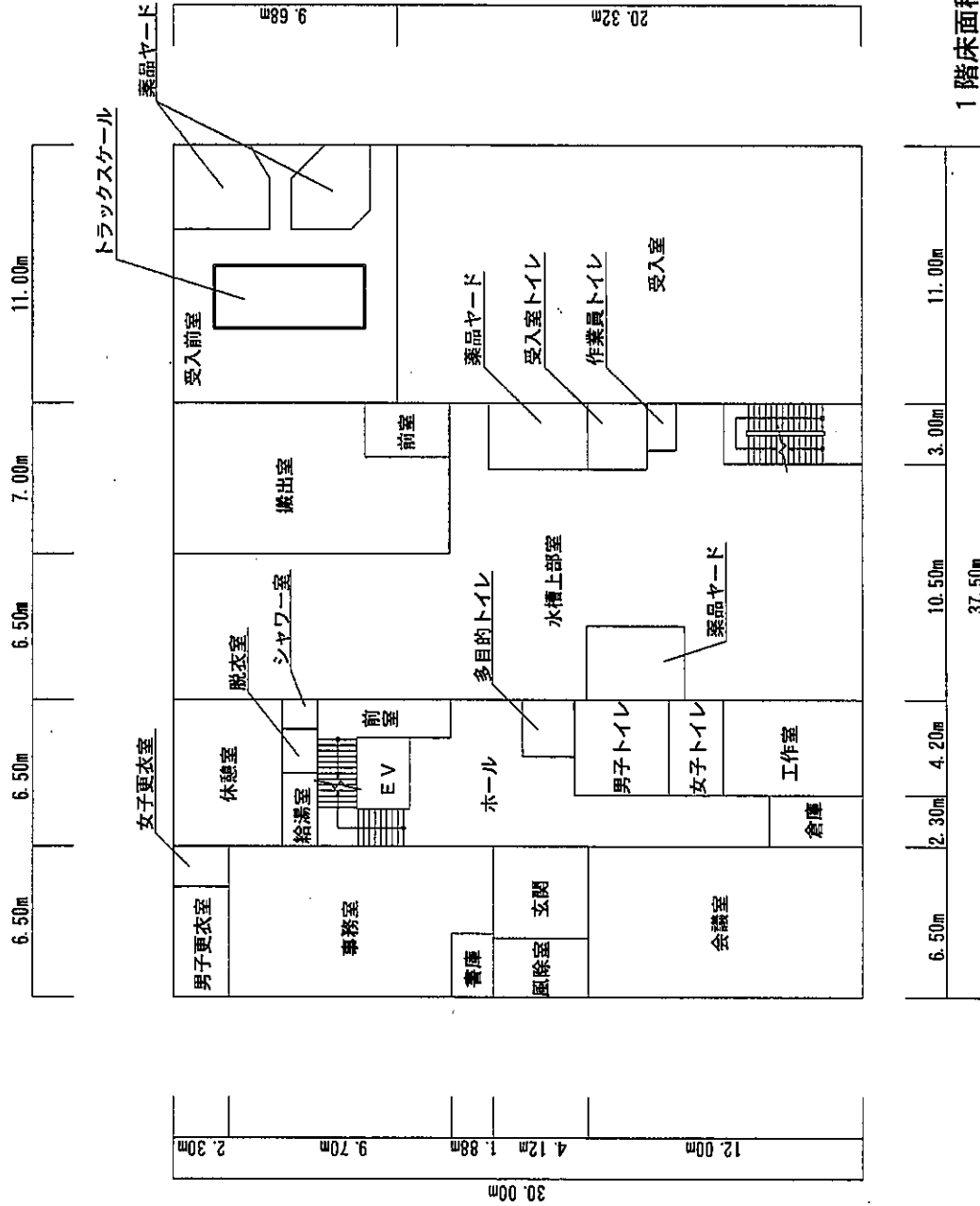
平面図 (地下1階)



地下1階床面積：283.19㎡程度
 延べ床面積：2,321.85㎡程度

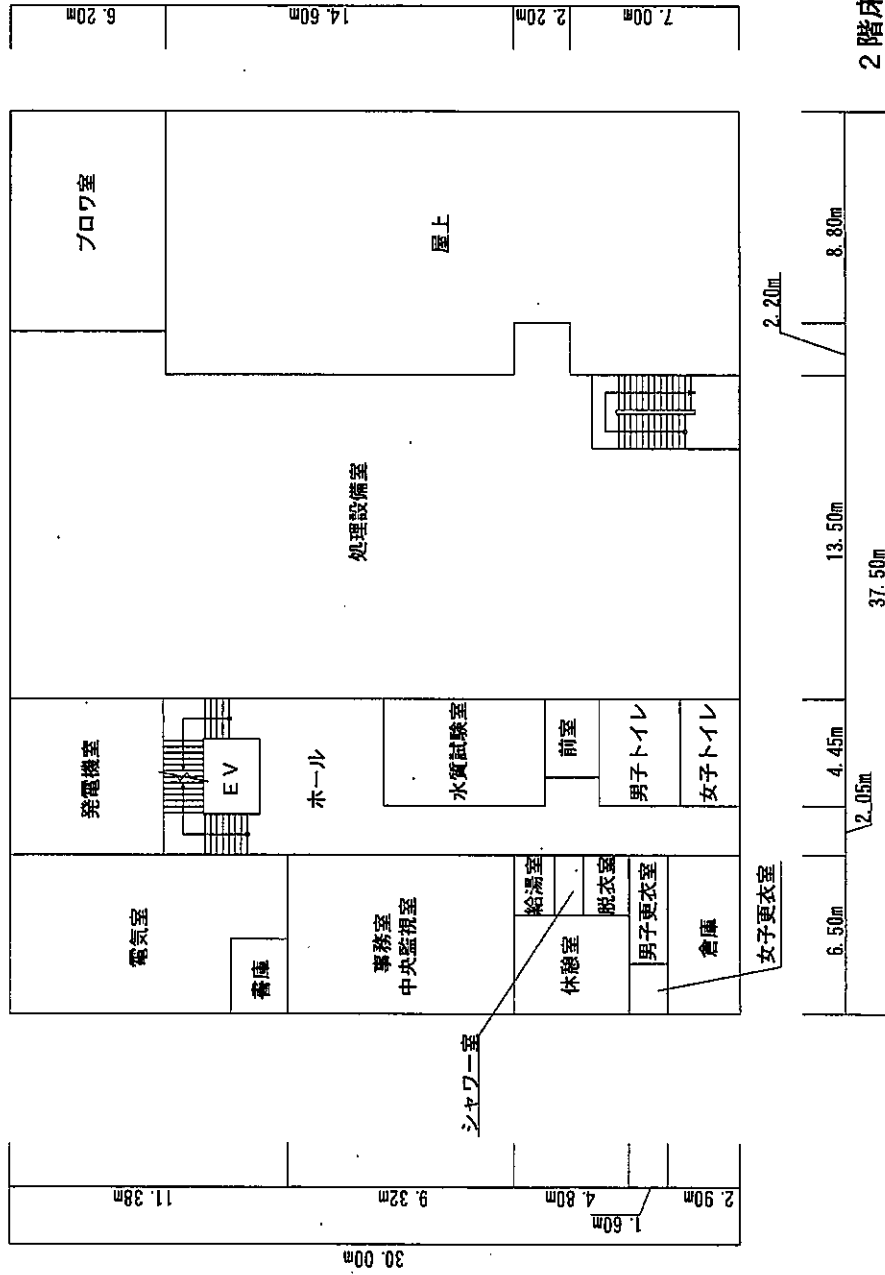
処理施設は、要求水準書で発注しており、今後、関係機関との協議が必要であるため、平面図は参考図となる。

平面図(1階)



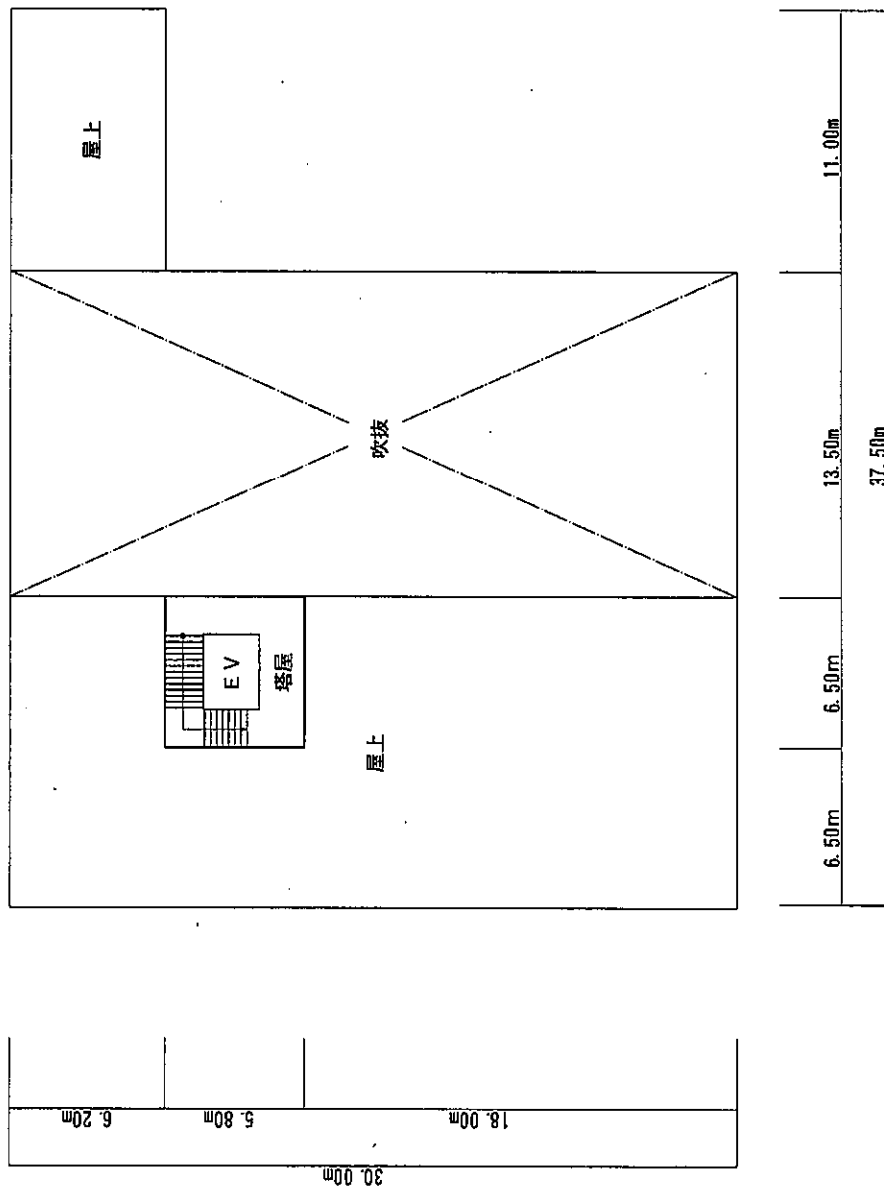
処理施設は、要求水準書で発注しており、今後、関係機関との協議が必要であるため、平面図は参考図となる。

平面図(2階)

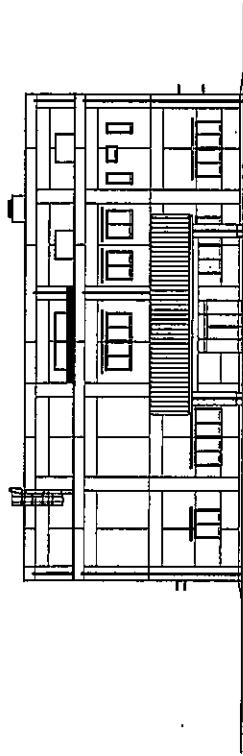


処理施設は、要求水準書で発注しており、今後、関係機関との協議が必要であるため、平面図は参考図となる。

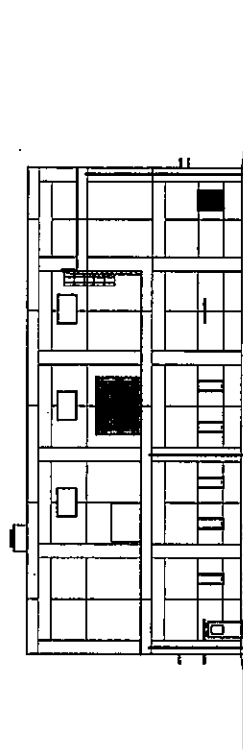
平面図(屋上)



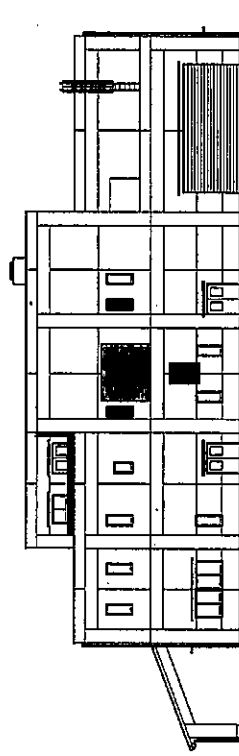
処理施設は、要求水準書で発注しており、今後、関係機関との協議が必要であるため、平面図は参考図となる。



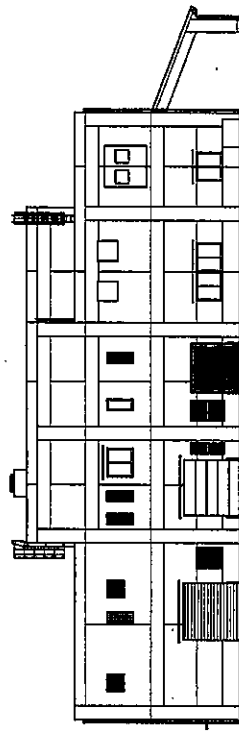
北側立面図



南側立面図



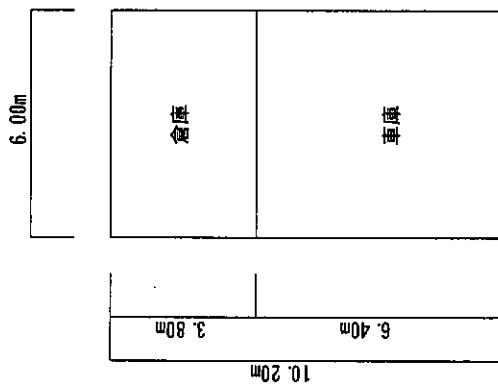
西側立面図



東側立面図

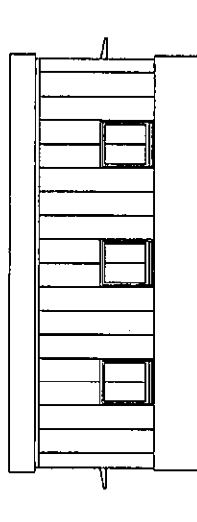
処理施設は、要求水準書で発注しており、今後、関係機関との協議が必要であるため、立面図は参考図となる。

車庫・倉庫 平面図・立面図

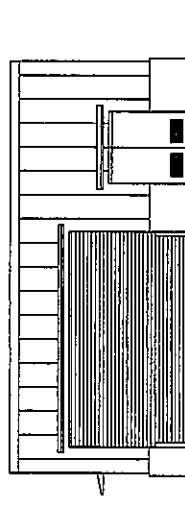


平面図

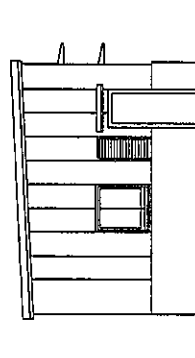
床面積：61.20㎡程度



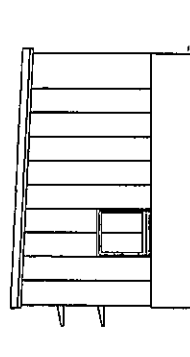
北側立面図



南側立面図



西側立面図



東側立面図

車庫・倉庫は、要求水準書で発注しており、今後、関係機関との協議が必要であるため、平面図・立面図は参考図となる。

議案第12号

保健福祉館空調設備改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

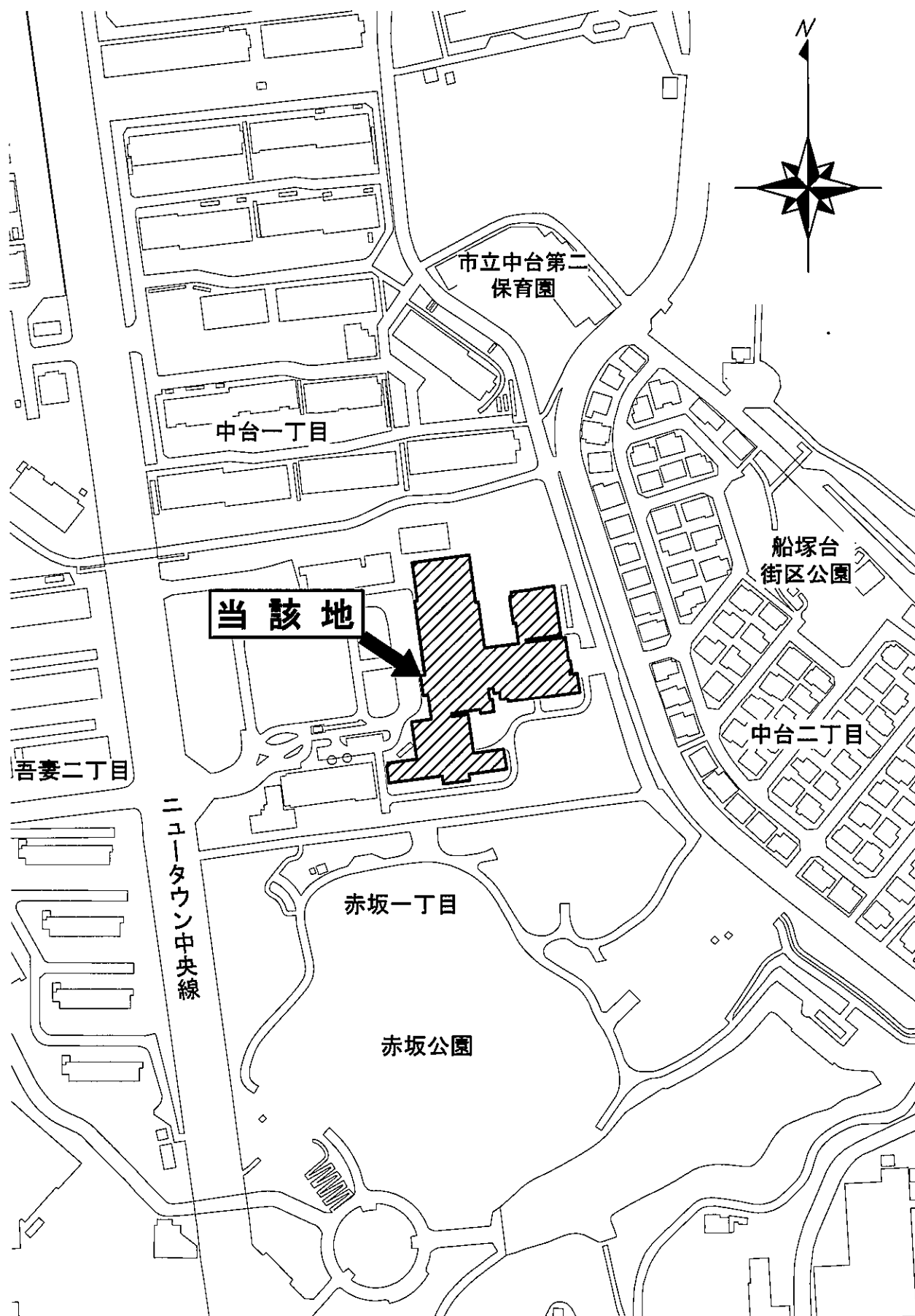
令和5年2月10日提出

成田市長 小 泉 一 成

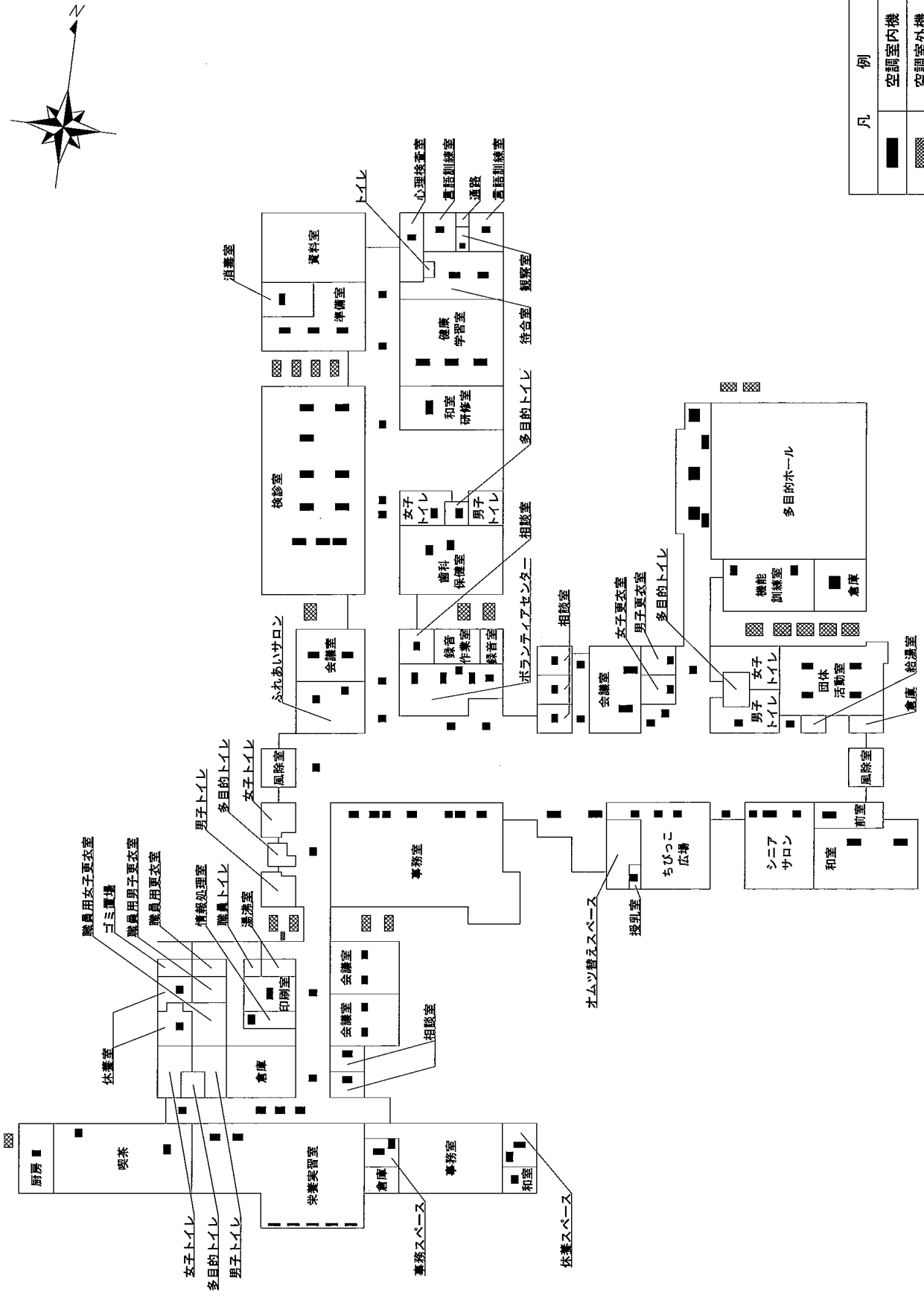
記

- 1 契約の目的 保健福祉館空調設備改修工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 190,863,200円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市東町776番地3
株式会社中央設備
代表取締役 浅 沼 博 澄

位置図



配置図



凡	例
■	空調室内機
■	空調室外機

議案第13号

東小学校跡地パークゴルフ場・複合施設整備工事（コース築造工事）請
負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

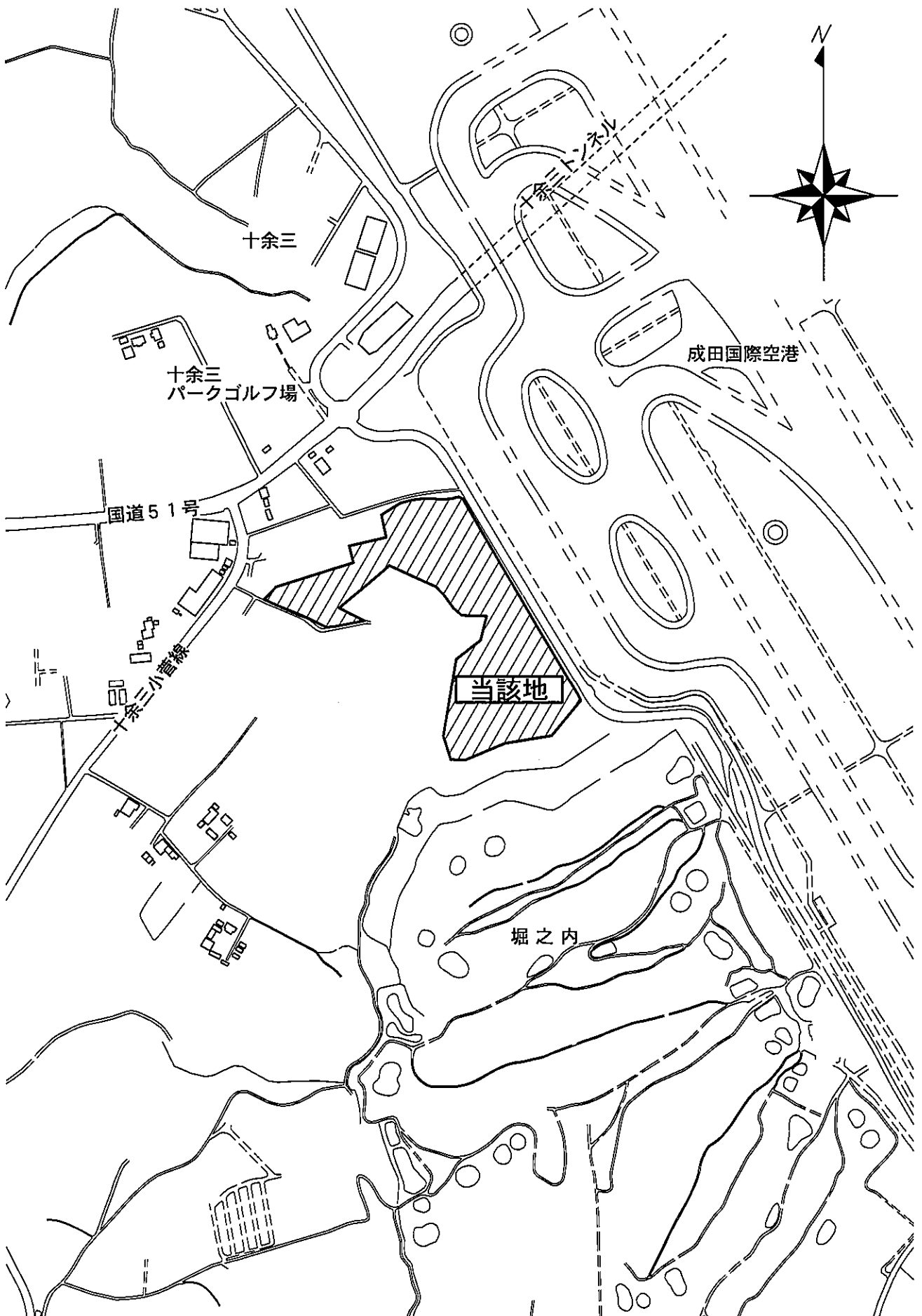
令和5年2月10日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契約の目的 東小学校跡地パークゴルフ場・複合施設整備工事（コース築造工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 323,400,000円
- 4 契約の相手方 千葉県千葉市中央区都町三丁目29番1号
林造園土木株式会社
代表取締役 飯 嶋 茂 樹

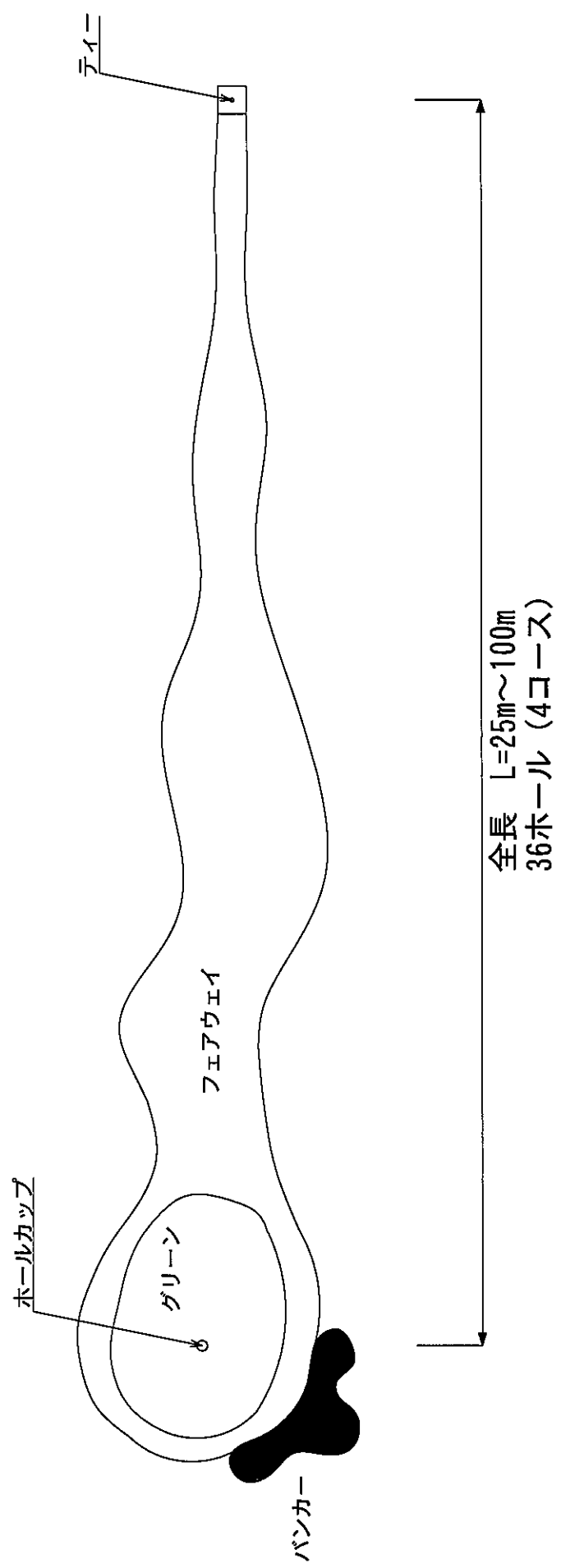
位置図



配置図



ホール標準図



議案第14号

阿利耶橋・阿利耶橋側道橋補修工事の協定の変更について

下記のとおり協定を変更する。

令和5年2月10日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 協 定 金 額 265,650,000円
- 2 変更のための減額 10,474,200円
- 3 変更後の協定金額 255,175,800円
- 4 変 更 の 理 由 京成電鉄株式会社と工事施行者との間で締結した請負契約において差金が生じたことによる工事費用の精算に伴う減額のため

議案第14号資料

変更前の協定について

- 1 協定の目的 阿利耶橋・阿利耶橋側道橋補修工事
- 2 協定金額 265,650,000円
- 3 協定の相手方 千葉県市川市八幡三丁目3番1号
京成電鉄株式会社
代表取締役 小林敏也